

第79号議案

行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 行政不服審査法施行条例(平成28年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「日本工業規格A列3番」を「日本産業規格A列3番」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第2条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表67の項第1号ア中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改め、同号イ中「日本工業規格X6223」を「日本産業規格X6223」に改め、同号ウ中「日本工業規格X0606」を「日本産業規格X0606」に改め、同項第2号ア中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第3条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年島根県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「日本工業規格C1509-1」を「日本産業規格C1509-1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。